

令和5年度
教員免許管理システム開発費補助金

公募要領

令和5年1月
文部科学省

目 次

1.	事業の背景・目的	2
2.	事業の概要	2
3.	選定・採択方法等	3
4.	交付決定額の算定方法	3
5.	要件違反	4
6.	申請手続等	4
7.	公募終了後のスケジュール（見込み）	5
8.	本件担当	5

※本件公募は、国会における議決により令和5年度予算が成立することを前提としたものであり、国会における審議状況によっては、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は令和5年度予算成立後でなければ開始することができないことに留意すること。

1. 事業の目的

教員免許更新制を円滑に実施するため、平成21年4月の制度導入時に開発した教員免許管理システムにより、都道府県教育委員会が保有する教員免許状の授与や更新等の情報を一元的に管理しています。

現行の教員免許管理システムについて、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の制定（令和3年法律第57号）及び教員免許更新制の発展的解消を目的とする教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正（令和4年法律第40号）を契機に、特定免許状失効者管理システム※₁及び研修受講履歴記録システム※₂とのデータ連携を行う一体的な新システムへの刷新を予定しています。

それに伴い、現行システムから新システムへのデータ移行を確実にを行う必要があるため、データ移行に要する経費を補助することで、漏れなく誤りのないデータ移行を実現し、現新切替に伴う業務への影響を最小限にとどめるとともに、教員免許管理事務の安定的かつ確実な遂行に資することを目的とします。

※1 特定免許状失効者管理システム：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）の規定に基づき、国が整備したデータベースに、免許管理者（都道府県教育委員会）が入力した特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者）の情報を蓄積し、教員等を採用する者（教育委員会・学校法人等）が検索・閲覧できる機能を有するシステム。

※2 研修受講履歴記録システム：教育公務員特例法の改正により義務付けられた、教師の研修履歴を記録するためのシステムを国が構築するもの。当該システムにより教師と任命権者や服務監督権者・学校管理職等が教師の必要な学びに向けた積極的な「対話」と適切な研修受講の「奨励」の取組を行うことを促進し、一人一人の教師の継続的な学びを支援する。また、別途構築する教員免許管理システム等との連携により、データ入力・管理作業等の効率化を図るとともに、各データの一元的な分析を可能とする。

2. 事業の概要

(1) 補助対象事業

現行システムから新システムへのデータ移行に付随して必要となる各種対応（現行システムからデータを抽出して新システムに投入する作業等）

(2) 申請資格

- ・都道府県
- ・都道府県の連携の主体となることができる団体（交付金に係る事務の処理の代表と

なる団体)

(3) 選定件数

47件

※ただし、都道府県の連携の主体となることができる団体が一括して申請する場合、選定件数は1件とします。

(4) 補助金交付予定額、補助期間、申請額

○補助金交付予定額の上限は、1件あたり130万円程度とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ただし、都道府県の連携の主体となることができる団体が、一括して申請する場合、補助金交付予定額の上限は、1件あたり5,900万円程度とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

○補助金の支払いは、精算払いにて行います。

○補助期間は、交付決定日から令和6年3月29日までとします。ただし、受託後、補助期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、教員免許管理システム開発費補助金交付要綱第10条第2項に沿って対応を検討します。

○申請額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として認める経費（補助対象経費）の合計額とします。

○補助対象経費の費目は、以下のとおりとします。

教員免許管理システム開発費

3. 選定・採択方法等

○外部有識者にて構成する審査委員会の書類審査により選定を行います。

○選定基準については、以下のとおりとします。

- 1) 申請内容が、具体的かつ的確な計画となっており、実現性があること
- 2) 実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
- 3) 事業の実施に当たって、関係機関との円滑な連携体制が取られていること
- 4) 事業実施主体が、事業を適切に実施するための実績、組織体制及び財務能力を有していること
- 5) 経費の見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること

4. 交付決定額の算定方法

○申請のあった事業を採択することとなった場合、交付決定額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として認める経費（補助対象経費）の合計額とします。

○補助対象経費の費目は、以下のとおりとします。

教員免許管理システム開発費

5. 要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。

- ・ 教員免許管理システム開発費補助金交付要綱に定める様式・方法と異なる場合
- ・ 補助事業の対象者以外の機関等からの申請の場合
- ・ その他、申請書の審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

6. 申請手続等

○ 応募書類に必要事項を記入した上で、提出期限までに、電子メールにより申請してください。

○ 応募書類

- 1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2) 事業計画書（第2号様式）

※なお、第2号様式には、事業の内容及び進め方が具体的に分かる資料（事業の目的、内容、実施体制（関係機関との連携含む）、実施方法、スケジュール、所要額に係る見積書など）（A4、様式任意）を審査要領の選定基準に留意の上作成し、別途添付すること

- 3) 収支予算書（第3号様式）（都道府県が申請者の場合のみ提出すること）
 - 4) 応募団体の概要（第4号様式）（都道府県以外が申請者の場合のみ提出すること）
- ※なお、第4号様式には、事業実施主体の体制、財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（要覧、会社案内、財務諸表、定款等）を別途添付すること

○ 提出期限

令和5年2月24日（金）18時必着

- ※ 既に事業が実施されている又は完了しているものは申請できません。
- ※ 補助対象経費は、事業を実施するために必要な経費であり、交付決定後に支出した経費に限ります。事業を実施するために必要な経費であっても、交付決定前に契約・発注等を行った経費については補助の対象になりません。

○ 提出先

【電子メールによる提出】

koushin@mext.go.jp

※件名は、「【補助事業者名】令和5年度教員免許管理システム開発費補助金交付申請書」とすること

○ 留意事項

- ・公募締切日後の事業計画書の提出、差し替え及び訂正は認められません。
- ・提出された申請書は、返却しません。
- ・審査・選定の過程で、当方から申請書に関して問合せする場合があります。
- ・採択件数は現時点の予定であり、増減する場合があります。最終的な採択件数は審査委員会が決定します。
- ・競争参加者から以下担当に問合せや相談等があった場合、他の競争参加者に対し公平・公正を期すため、その内容についてホームページ等を通じて周知いたしますので、御承知おき願います。

7. 公募終了後のスケジュール（見込み）

- ① 公募締切：令和5年2月24日（金）
- ② 選定：令和5年2月下旬～3月上旬
- ③ 結果通知：令和5年4月3日（月）
- ④ 事業実施期間：交付決定日（令和5年4月3日）から令和6年3月29日（金）まで

8. 本件担当

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係
電話 03-5253-4111（内線 3572）